

印鑑登録における マイナンバーカードの活用

2022年11月30日
大阪府箕面市

印鑑登録におけるマイナンバーカードの活用

箕面市では、印鑑登録申請者がマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が記録されているもの。以下同じ。）の交付を受けている場合には、登録申請者の希望に応じて、印鑑登録証（磁気カード）に代えてマイナンバーカードを印鑑登録者識別カードとして利用することができます。

また、マイナンバーカードを用いて、コンビニで印鑑登録証明書を取得することができます。

➤ 印鑑登録証明書をどこでどのように発行・取得したいかにより（下表参照）、印鑑登録証とマイナンバーカードの持ちかたを次の3種類の中から選べるようになりました。

- (1) 印鑑登録証（磁気カード）だけを持つ
- (2) マイナンバーカード（印鑑登録者識別カード）だけを持つ
- (3) 印鑑登録証（磁気カード）とマイナンバーカード（コンビニでの印鑑登録証明書交付に利用する）の両方を持つ

お持ちのカード	印鑑登録証		マイナンバーカード	
	本人	代理人	本人	代理人
市役所・支所 窓口	○	○	○	×
コンビニ	×	×	○	×

マイナンバーカード



印鑑登録証（磁気カード）



※ コンビニでは、印鑑登録証（磁気カード）は利用できません。

➤ マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書入り)をお持ちのかたは、全国のコンビニなどにあるマルチコピー機を操作して4桁の暗証番号を入力することで印鑑登録証明書をお受け取りいただけます。

➤ コンビニでの印鑑登録証明書の発行

利用できる店舗：全国のマルチコピー機を設置しているコンビニなどの店舗(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど)

利用できる時間：毎日、午前6時30分から午後11時まで(12月29日から翌年1月3日までを除く)